



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
◎ 告 示	
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（4件）	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の再開	”
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の届出	”
・ 一般競争入札の参加者の資格等	新 産 業 創 造 課
・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）	漁 業 振 興 課
○長崎県水産業振興資金貸付要綱の一部改正	水 産 経 営 課
・ 公有水面埋立の免許	漁 港 漁 場 課
・ 一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
◎ 公 告	
・ 一般競争入札の実施	新 産 業 創 造 課
・ 測量の実施	建 設 企 画 課
・ 測量の終了（3件）	”
・ 落札者等	”
・ 特定開発行為に関する工事完了	砂 防 課
・ 一般競争入札の実施	物 品 管 理 室
◎ 教育委員会規則	
○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	教 職 員 課
○長崎県社会教育主事資格認定規則の一部を改正する規則	生 涯 学 習 課
○長崎県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	学 芸 文 化 課
○博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則	”
○長崎県スポーツ表彰規則の一部を改正する規則	体 育 保 健 課
◎ 選挙管理委員会告示	
・ 個人演説会施設の指定	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室

## 規 則

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県規則第67号**

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則  
 衛生事務に関する権限委任規則（昭和26年長崎県規則30号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務については五島保健所長に限る。</p> <p>(1)～(25) 略</p> <p>(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係)</p> <p>(26) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この条において「感染症予防法」という。）第12条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による医師の届出の受理に関すること。</p> <p>(27) 感染症予防法第13条第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による獣医師の届出の受理に関すること。</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 感染症予防法第15条第1項及び第3項の規定による患者等への質問及び調査に関すること。</p> <p><u>(29)の2 感染症予防法第16条の3第1項及び第3項の規定による検体採取の勧告及び措置に関すること。</u></p> <p><u>(29)の3 感染症予防法第16条の3第5項及び第6項（同法第23条、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。）の規定による検体採取の勧告又は措置に係る通知及び書面の交付に関すること。</u></p> <p>(30)～(33) 略</p> <p><u>(33)の2 感染症予防法第18条第5項及び第6項、第19条第7条、第20条第5項並びに第37条の2第3項の規定に基づく協議会への意見聴取又は報告に関すること。</u></p> <p>(34) 感染症予防法第19条第1項、第2項、第3項及び第5条（同法第26条において準用する場合を含む。）並びに第46条第1項、第2項及び第3項の規定による入院の勧告及び措置に関すること。</p> <p>(35)～(49) 略</p> <p><u>(49)の2 感染症予防法第44条の3第1項及び第2項の規定による感染を防止するための協力に関すること。</u></p> <p><u>(49)の3 感染症予防法第50条の2第1項及び第2項の規定による感染を防止するための協力に関すること。</u></p> <p>(50)～(82) 略</p> <p>(83) 食品衛生法第55条の規定による営業の許可に関すること。</p> <p>(84) 食品衛生法第56条第2項の規定による届出に関すること。</p> <p><u>(84)の2 食品衛生法第57条の規定による届出に関すること。</u></p> <p>(85) 食品衛生法第59条から第61条までの規定による措置命令に関すること（次条第2号に掲げるものを除く。）。</p> <p>(85)の2～(112)の4 略</p> <p>(113) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項、<u>廃棄物の処理及び清掃</u></p>	<p>第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務については五島保健所長に限る。</p> <p>(1)～(25) 略</p> <p>(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係)</p> <p>(26) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この条において「感染症予防法」という。）第12条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による医師の届出の受理に関すること。</p> <p>(27) 感染症予防法第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による獣医師の届出の受理に関すること。</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 感染症予防法第15条第1項の規定による患者等への質問及び調査に関すること。</p> <p>(30)～(33) 略</p> <p>(34) 感染症予防法第19条第1項、第2項及び第4項（同法第26条において準用する場合を含む。）並びに第46条第1項、第2項及び第3項の規定による入院の勧告及び措置に関すること。</p> <p>(35)～(49) 略</p> <p>(50)～(82) 略</p> <p>(83) 食品衛生法第52条の規定による営業の許可に関すること。</p> <p>(84) 食品衛生法第53条第2項の規定による届出に関すること。</p> <p>(85) 食品衛生法第54条から第56条までの規定による措置命令に関すること（次条第2号に掲げるものを除く。）。</p> <p>(85)の2～(112)の4 略</p> <p>(113) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項の<u>規定による熱回収施設</u></p>

に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条の5（同令第7条の4において準用する場合を含む。）の規定による申請及び届出の受理に関すること。

(114) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の2の6（同規則第8条の13の6において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。

(114)の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項、第7項及び第9項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の7の2の規定による申請及び届出の受理に関すること。

(114)の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定による届出の受理に関すること。

(114)の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定による届出の受理に関すること。

(115) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項（同法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収並びに同法第19条第1項（同法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査及び廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の収去に関すること。

(115)の2 略

(115)の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11（同規則第12条の11の11において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理に関すること。

(115)の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の11の規定による報告の受理に関すること。

(116)～(120) 略

(120)の2 浄化槽法第12条の5第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による協議の同意に関すること。

(120)の3 略

(121)～(132) 略

（長崎県食品衛生に関する条例関係）

(133) 長崎県食品衛生に関する条例（平成12年長崎県条例第57号。以下この条において「食品条例」という。）第2条第2項の規定による基準の緩和に関すること。

(154)～(157) 削除

(158)～(168) 略

（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係）

(169) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定による輸出証明書の発行に関すること（衛生部局が所管する施設に係るも

設置者の認定の申請の受理に関すること。

(114) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項の規定による届出の受理に関すること。

(114)の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項、第7項及び第9項の規定による申請及び届出の受理に関すること。

(114)の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出の受理に関すること。

(114)の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定による届出の受理に関すること。

(115) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定による報告の徴収並びに同法第19条第1項の規定による立入検査及び廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の収去に関すること。

(115)の2 略

(116)～(120) 略

(120)の2 略

(121)～(132) 略

（長崎県食品衛生に関する条例関係）

(133) 長崎県食品衛生に関する条例（平成12年長崎県条例第57号。以下この条において「食品条例」という。）第2条第4項（同条例第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定による基準の緩和に関すること。

(154) 食品条例第3条の規定による営業の許可に関すること。

(155) 食品条例第5条第2項の規定による条例許可営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。

(156) 食品条例第7条第1項及び第2項の規定による営業の許可の取消等に関すること。

(157) 食品条例第8条の規定による食品販売営業の届出の受理に関すること。

(158)～(168) 略

<p>の)に限り、次条第11号に掲げるものを除く。)</p> <p>(17) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項の規定により、関係者から必要な報告等を求め、又は当該職員に、関係場所に立ち入り、状況等を調査させ、若しくは関係者に質問させること(衛生部局が所管する施設に係るものに限り、次条第12号に掲げるものを除く。)</p> <p>第2条 食肉衛生検査所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。 (食品衛生法関係) (1) 略 (2) 食品衛生法第59条の規定により、食肉の廃棄等食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命じること。 (3)~(10) 略 (農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係) (11) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定による輸出証明書の発行に関すること(と畜場内及びこれに併設する施設に係るものに限る。次号において同じ。)</p> <p>(12) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項の規定により、関係者から必要な報告等を求め、又は当該職員に、関係場所に立ち入り、状況等を調査させ、若しくは関係者に質問させること。</p>	<p>第2条 食肉衛生検査所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。 (食品衛生法関係) (1) 略 (2) 食品衛生法第54条の規定により、食肉の廃棄等食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命じること。 (3)~(10) 略</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条第83号から第85号まで及び第153号から第157号までの改正規定並びに第2条第2号の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第339号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(病院又は診療所)として次のとおり指定を更新した。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
長崎県島原病院	島原市下川尻町7895	令和3年4月1日
長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	令和3年4月1日
長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	令和3年4月1日
長崎県上対馬病院	対馬市上対馬町比田勝630番地	令和3年4月1日
医療法人祥仁会 西諫早病院	諫早市貝津町3015	令和3年4月1日
長崎県壱岐病院	壱岐市郷ノ浦町東触1626番地	令和3年4月1日

長崎県精神医療センター	大村市西部町1575番地2	令和3年4月1日
医療法人社団 幸寿会 島原こころのクリニック	島原市蛭子町2丁目934-1	令和3年4月1日
うすい心のクリニック	諫早市東本町5番17号 ねむの木ビル2階201号	令和3年4月1日

**長崎県告示第340号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
有限会社 のぞみ薬局	平戸市宮の町585	令和3年4月1日
美南の丘薬局	諫早市小川町453-1	令和3年4月1日
白鳥町薬局	長崎市白鳥町2-1	令和3年4月1日
株式会社エム・エス・ファーマシー はすわ薬局	北松浦郡佐々町羽須和免834	令和3年4月1日
ゆうとく薬局 大荒店	五島市大荒町74-2	令和3年4月1日
西脇金星堂薬局	長崎市築町4番25号	令和3年4月1日

**長崎県告示第341号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業所等）として次のとおり指定を更新した。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
上対馬病院訪問看護ステーション	対馬市上対馬町比田勝630番地	令和3年4月1日
訪問看護在宅療養ステーション桃花	長崎市末石町154番地1	令和3年4月1日

**長崎県告示第342号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業所等）として次のとおり指定を更新した。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道



指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
上五島病院訪問看護ステーション	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	令和3年4月1日

**長崎県告示第343号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として指定した指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1項の規定に基づく再開の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
訪問看護ステーション あおば	長崎市千歳町3番8号ヒラカタビル2F	令和3年4月1日

**長崎県告示第344号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	諫早市永昌東町1番2号-102	令和3年3月29日
旧	諫早駅前薬局	諫早市永昌東町18番8号	
新	変更なし	長崎市茂里町3番16号	令和3年4月1日
旧	日本調剤 原爆病院前薬局	長崎市茂里町3-58	

**長崎県告示第345号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

## 1 競争入札に付する事項

令和3年度DX啓発セミナー及び相談窓口業務委託  
（業務番号 3新産第1号）

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める

期間を経過しない者又はその者を代理人として、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日及び入札期日以前6月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者
- (10) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者
- (11) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱第4条に基づく排除措置を受けている者

### 3 競争入札参加者の資格要件

平成30年4月1日から申請書の提出期限の日までにおいて、当該業務と類似する業務の履行実績があること

### 4 入札参加者の資格及びその審査

- (1) 入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

#### (2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 過去の類似する業務の実績

### 5 資格審査申請の時期

この告示の日から、令和3年4月27日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

### 6 資格審査申請の方法

#### (1) 申請書の入手方法

一般競争入札参加資格申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(3)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

#### (2) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書（第1号様式）に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に提出すること。なお、郵送（書留郵便）による提出も可とする（令和3年4月27日必着）。

- ア 誓約書（第2号様式）
- イ 法人にあつては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- オ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- カ 印鑑届（第3号様式）
- キ 口座振替申込書（第4号様式）
- ク 平成30年4月1日から申請書の提出期限の日までに、当該業務と類似した業務について実績を証明する書類（任意様式、契約書の写し等を添付）
- ケ その他入札参加資格条件を満たすことの証する書類

※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書の交付及び提出場所

長崎県産業労働部新産業創造課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

(電話) 095-895-2525 (FAX) 095-895-2544

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(第5号様式)により通知(郵送)する。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年7月31日までとする。

9 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)から(II)までに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

**長崎県告示第346号**

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

加入区

阿須湾加入区

**長崎県告示第347号**

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

加入区

中津良加入区

**長崎県告示第348号**

長崎県水産業振興資金貸付要綱(平成9年長崎県告示第743号の2)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日以降貸付分の長崎県水産業振興資金から適用する。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、漁業の経営、水産物の流通改善等に必要な資金の融通の円滑化を図り、もって本県水産業の振興発展を期すため、予算の定めるところにより、九州信用漁業協同組合連合会、銀行、信用金庫及び信用協同組合(以下「信漁連等」という。)に資金を預託するものとし、その預託及び運用については、この要綱の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、漁業の経営、水産物の流通改善等に必要な資金の融通の円滑化を図り、もって本県水産業の振興発展を期すため、予算の定めるところにより、長崎県信用漁業協同組合連合会、銀行、信用金庫及び信用協同組合(以下「信漁連等」という。)に資金を預託するものとし、その預託及び運用については、この要綱の定めるところによる。</p>



**長崎県告示第349号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日 令和3年3月30日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名  
名 称 長崎県  
所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号  
代表者氏名 長崎県知事 中村 法道  
代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立ての区域
  - (1) 位 置 [1区]  
長崎県雲仙市小浜町北木指字上須賀721番2に接する国道及び721番7の地先公有水面  
[2区-1]  
長崎県雲仙市小浜町北木指字上須賀721番7、字上須賀721番4から字下須賀777番4に至る間に接する国道及び字下須賀777番12の地先公有水面  
[2区-2]  
長崎県雲仙市小浜町北木指字下須賀777番12、780番2から814番2を経て831番1に至る間に接する国道及び830番8の地先公有水面
  - (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
  - (3) 面 積 736.26平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 位 置 長崎県雲仙市小浜町北木指字城3182番2に接する市道、3170番5に接する国道、3170番4、字上須賀721番2に接する里道、721番2、723番3に接する里道、723番3、725番、746番に接する里道、746番、747番、748番2、753番に接する里道、753番、721番4、754番3、755番2、721番8、721番7、721番7に接する突堤、字下須賀777番4、779番2、780番2、777番8、796番2、796番3、777番6、777番6に接する国道に接する堤防、813番2、814番2、814番2に接する市道、822番3、822番2、828番2、828番2に接する市道、829番2、829番2に接する里道、830番1、831番2、831番1、832番2、832番3、832番4、777番12、830番2、830番4、833番3、830番7、830番8、字鼻834番10、834番11、834番1、834番2、834番3、834番4、834番6、834番7、835番、字壺丁田18番1に隣接する里道、18番1、18番5、18番4、18番4に接する道、字上須賀721番2に接する里道から字下須賀814番2を経て字壺丁田18番4に接する道に至る間に接する国道の各地内並びに字城3170番5に接する国道から字下須賀777番12を経て830番8に至る地先公有水面
  - (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
  - (3) 面 積 18,241.74平方メートル
- 5 埋立地の用途 道路用地、漁港施設用地

**長崎県告示第350号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

- 1 調達する物品の種類  
調達する物品の種類は、次のとおりとする。  
3入札第13号 障害者歯科診療車 1台
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、

同項第1号の規定に該当しないものである。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

#### (1) 申請の時期

この告示の日から令和3年4月23日までとする。

#### (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

#### (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

##### ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

##### イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

##### ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

##### エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

##### 【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

##### オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

##### カ 印鑑届（様式第2号）

##### キ 口座振替申込書（様式第3号）

##### ク 取扱品目明細書（様式第4号）

##### ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

##### コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

##### サ その他知事が必要と認める書類

#### (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

#### (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

### 4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

#### 5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

#### 7 資格の有効期間及び更新手続

##### (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

##### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

#### 8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

##### (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 公 告

### 一般競争入札の実施（公告）

令和3年度DX啓発セミナー及び相談窓口業務について総合評価一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務番号 3新産第1号

(2) 業務名 令和3年度DX啓発セミナー及び相談窓口業務委託

(3) 履行期間 契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

(4) 業務概要 本事業は、長崎県内の製造業・サービス業等中小企業に対して、デジタル技術を活用して生産性向上や新たな付加価値の創出につながるDX推進への意識醸成を図ることを目的として、啓発セミナーを開催するとともに、相談窓口業務を実施する。なお、仕様等詳細については入札説明書による。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるもののうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
  - (3) 令和3年度DX啓発セミナー及び相談窓口業務に関する令和3年4月 日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
  - (4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等  
前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記載のうえ、次の提出場所へ提出すること。  
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号  
（名称）長崎県産業労働部 新産業創造課 DX・新産業支援班  
（電話）095-895-2525（直通）  
（提出期限）令和3年4月27日
- 4 入札参加条件  
当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- 5 当該委託契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号  
（名称）長崎県産業労働部 新産業創造課 DX・新産業支援班  
（電話）095-895-2525（直通）
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法  
（期間）この公告の日から令和3年4月27日まで（県の休日を除く。）  
（場所）5の部局等とするほか、県のホームページに掲載する。
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の方法等
- (1) この入札は、令第167条の10の2第1項の規定による、総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 入札は、別に指定する入札書及び入札用封筒に必要事項を記載して、記名押印の上、封印をして、入札当日に入札者又はその代理人が直接入札箱に投函すること。
  - (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
  - (5) 入札執行回数は3回を限度とする。
  - (6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。
  - (7) 技術提案書の提出期限及び場所  
（期限）令和3年5月12日（水）17時00分まで  
（場所）5の部局に直接持参又は郵送すること。



- (8) 技術提案書審査会  
(期日) 技術提案書提出者に別途通知する。  
(場所) 技術提案書提出者に別途通知する。
- (9) 入札の場所及び期日等  
(場所) 長崎県庁6階601会議室(長崎市尾上町3番1号)  
(期日) 令和3年5月24日(月)11時00分  
入札当日が悪天候(大雨等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。  
(郵送による場合の入札書の受領期限等)  
(受領期限) 令和3年5月21日(金)17:00必着  
(提出先) 長崎県産業労働部 新産業創造課  
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(入札見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。  
(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。  
(3) 入札者が連合して入札したとき。  
(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。  
(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。  
(6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。  
(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。  
(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。  
(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。  
(10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。  
(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。



- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

### 13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術点、入札金額に基づく価格点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。総合評価点の最も高い入札者が2人以上あるときは、技術点の高い入札者を落札者とする。さらに、技術点の最も高い入札者が2人以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
- (2) 技術点は、基礎点20点と加算点180点の合計200点とし、基礎点に満たない技術提案書を提出したものは失格とし、総合評価点は与えない。なお、基礎点を満たしている技術提案書であっても、加算点が90点に満たない場合は失格とし、総合評価点は与えない。
- (3) 価格点は、100点とし、入札価格に応じて点数を与える。
- (4) (1)に該当する入札参加者がいない場合、総合評価点（技術評価点と価格評価点の合計）が最も高い者と随意契約を行うことができる。ただし、入札執行者が入札の状況から随意契約が可能であると認めた場合に限る。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。

### 14 落札者決定基準

落札者決定基準については、別に定める。

### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
DX seminars and consulting service, 2021  
(The details are described in the manual of this tender.)
- (2) Time Limit for Tender:  
5:00 p.m. May 21, 2021
- (3) Date and time for opening of tender:  
11:00 a.m. May 24, 2021
- (4) Point of Contact:  
New Industry Creation Division, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki 850-8570 JAPAN  
TEL +81-95-895-2525

### 測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（航空重力測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県全域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
大村市 西部町	令和3年2月26日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市 長浦町	令和3年3月25日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎市長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市の一部	令和3年3月15日

**落札者等（公示）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

- 1 特定役務の業務の名称  
電子入札システム運用管理業務委託（R3年度）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県土木部建設企画課（技術情報班）  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-894-3023

- 3 契約方法  
一般競争入札
- 4 落札決定日  
令和3年3月30日
- 5 落札者  
福岡県福岡市中央区長浜二丁目4番1号  
東芝デジタルソリューションズ株式会社 九州支社 支社長 本松 仁
- 6 落札価格  
34,040,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 7 入札公告日  
令和3年2月16日
- 8 落札方式  
最低価格

**特定開発行為に関する工事完了（公告）**

次の特定開発行為に関する工事は、完了した。  
令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

許可番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所氏名
当初許可番号 平成30年11月28日 長崎県指令30砂第103号 変更許可番号 令和3年2月12日 長崎県指令2砂第148号	長崎県諫早市多良見町化屋1370番1、1373番1、1374番1、1374番2の一部、1375番1、1375番2、1376番3、1376番4の一部、1376番5、1376番9の一部、1376番10の一部、1378番23の一部、1378番52の一部、1378番53、1378番54、1378番55の一部、1378番56の一部、1378番57の一部、1378番58の一部、1380番2の一部、1380番5の一部、1406番2の一部、1406番10の一部及び里道、水路の一部	長崎県長崎市大橋町19番7号 有限会社リッチ 代表取締役 久保 安之

**一般競争入札の実施（公告）**

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。  
令和3年4月9日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
3入札第13号 障害者歯科診療車 1台
  - (2) 購入物品の特質等  
仕様書による。
  - (3) 納入期限  
令和4年3月25日
  - (4) 納入場所及び条件  
仕様書による。
  - (5) 入札の方法  
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2881

（提出期限）令和3年4月23日 17時00分

## 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

## 5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

## 6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

## 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和3年5月27日 17時00分

## 8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和3年5月18日 17時00分

## 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

## 10 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県庁行政棟1階入札室

（期日）令和3年5月28日10時00分

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

（受領期限）令和3年5月27日 17時00分（必着）

（提出先）長崎県出納局物品管理室

（その他）郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記

受領期限内必着のこと。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

免除する。

##### (2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

#### 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

#### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。

(15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(16) 代理人が入札したとき。

(17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

(18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

(19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。

(20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。



(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Person with disabilities dental hospital car, 1 unit

(2) Delivery period:

March 25, 2022

(3) Delivery place:

National Health Insurance and Health Improvement Division

(4) Time-limit for tender by registered mail :

5:00 p.m. May 27, 2021

(5) Date and time for the opening of tenders:

10:00 a.m. May 28, 2021

(6) Point of Contact:

Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.

3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan

TEL. 095-895-2881

---

## 教育委員会規則

---

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月9日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

### 長崎県教育委員会規則第4号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年長崎県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																																																																																																																																																																																																																													
<p>様式第15号（第29条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align:center;">教科担任申請書</p> <p style="text-align:right;">年 月 日</p> <p>長崎県教育委員会様</p> <p style="text-align:right;">所在地 学校名 校長名 印</p> <p>教育職員免許法附則第2項の規定による免許教科外の教科担任について、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align:center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align:center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th rowspan="2">氏 名</th> <th colspan="2">所 有 免 許</th> <th colspan="2">申 請 教 科</th> <th rowspan="2">最 終 卒業校</th> <th rowspan="2">在 職 年数</th> <th rowspan="2">申 請 事 由</th> </tr> <tr> <th>教科</th> <th>週時間</th> <th>教科</th> <th>週時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="2">担任する期間</td> <td colspan="2">年 月 日から 年 月 日まで</td> <td colspan="6"> </td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align:right;">中高第 号</p> <p style="text-align:center;">教科担任許可書</p> <p>上記のとおり許可します。</p> <p style="text-align:right;">年 月 日 長崎県教育委員会</p> </div> </div>	職名	氏 名	所 有 免 許		申 請 教 科		最 終 卒業校	在 職 年数	申 請 事 由	教科	週時間	教科	週時間																																																																																											担任する期間		年 月 日から 年 月 日まで								<p>様式第15号（第29条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align:center;">教科担任申請書</p> <p style="text-align:right;">年 月 日</p> <p>長崎県教育委員会様</p> <p style="text-align:right;">所在地 学校名 校長名 印</p> <p>教育職員免許法附則第2項の規定による免許教科外の教科担任について、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align:center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align:center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th rowspan="2">氏 名</th> <th rowspan="2">印</th> <th colspan="2">所 有 免 許</th> <th colspan="2">申 請 教 科</th> <th rowspan="2">最 終 卒業校</th> <th rowspan="2">在 職 年数</th> <th rowspan="2">申 請 事 由</th> </tr> <tr> <th>教科</th> <th>週時間</th> <th>教科</th> <th>週時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="2">担任する期間</td> <td colspan="2">年 月 日から 年 月 日まで</td> <td colspan="6"> </td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align:right;">中高第 号</p> <p style="text-align:center;">教科担任許可書</p> <p>上記のとおり許可します。</p> <p style="text-align:right;">年 月 日 長崎県教育委員会</p> </div> </div>	職名	氏 名	印	所 有 免 許		申 請 教 科		最 終 卒業校	在 職 年数	申 請 事 由	教科	週時間	教科	週時間																																																																																																					担任する期間		年 月 日から 年 月 日まで							
職名			氏 名	所 有 免 許		申 請 教 科				最 終 卒業校	在 職 年数	申 請 事 由																																																																																																																																																																																																																																		
	教科	週時間		教科	週時間																																																																																																																																																																																																																																									
担任する期間		年 月 日から 年 月 日まで																																																																																																																																																																																																																																												
職名	氏 名	印	所 有 免 許		申 請 教 科		最 終 卒業校	在 職 年数	申 請 事 由																																																																																																																																																																																																																																					
			教科	週時間	教科	週時間																																																																																																																																																																																																																																								
担任する期間		年 月 日から 年 月 日まで																																																																																																																																																																																																																																												

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県社会教育主事資格認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月9日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

**長崎県教育委員会規則第5号**

長崎県社会教育主事資格規則の一部を改正する規則

長崎県社会教育主事資格認定規則の一部を改正する規則（昭和37年長崎県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規則の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align:center;">社会教育主事資格認定願</p> <p style="text-align:right;">年 月 日</p> <p>長崎県教育委員会 様</p> <p style="text-align:right;">住 所 ふりがな 氏 名 生年月日</p> <p>社会教育主事となる資格があることを認定してくださいよう別紙関係書類を添えてお願いします。</p> </div>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align:center;">社会教育主事資格認定願</p> <p style="text-align:right;">年 月 日</p> <p>長崎県教育委員会 様</p> <p style="text-align:right;">住 所 ふりがな 氏 名 生年月日</p> <p style="text-align:right;">印</p> <p>社会教育主事となる資格があることを認定してくださいよう別紙関係書類を添えてお願いします。</p> </div>

様式第2号（第2条関係）

職・業務歴証明書

住 所  
氏 名  
生年月日  
上記の者は、本 年に下記のとおり職・業務に従事していたことを証明する。

記

期 間	職・業務名	職・業務内容
自 年 月 ( 年 か月) 至 年 月		
自 年 月 ( 年 か月) 至 年 月		
自 年 月 ( 年 か月) 至 年 月		

年 月 日  
所属長職氏名 \_\_\_\_\_

様式第2号（第2条関係）

職・業務歴証明書

住 所  
氏 名  
生年月日  
上記の者は、本 年に下記のとおり職・業務に従事していたことを証明する。

記

期 間	職・業務名	職・業務内容
自 年 月 ( 年 か月) 至 年 月		
自 年 月 ( 年 か月) 至 年 月		
自 年 月 ( 年 か月) 至 年 月		

年 月 日  
所属長職氏名 \_\_\_\_\_ 印

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月9日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県教育委員会規則第6号

長崎県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県文化財保護条例施行規則（昭和36年長崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>様式第2号（第3条関係） 県指定文化財指定書等再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長崎県教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">所有者（管理責任者） 住 所 氏名又は名称 _____</p> <p>下記のとおり指定書等を滅失し（破損し、亡失し、盗み取られ）ましたので、再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>県指定文化財の名称及び員数</li> <li>指定書等の記号番号及び指定等の年月日</li> <li>滅失等の発見の年月日</li> <li>その他参考となるべき事項</li> </ol>	<p>様式第2号（第3条関係） 県指定文化財指定書等再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長崎県教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">所有者（管理責任者） 住 所 氏名又は名称 _____ ㊟</p> <p>下記のとおり指定書等を滅失し（破損し、亡失し、盗み取られ）ましたので、再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>県指定文化財の名称及び員数</li> <li>指定書等の記号番号及び指定等の年月日</li> <li>滅失等の発見の年月日</li> <li>その他参考となるべき事項</li> </ol>

様式第3号（第4条関係）

県指定文化財管理責任者選任（解任）届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

所有者 住所  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_

下記のとおり管理責任者を選任（解任）しましたのでお届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異なるときはその旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 5 選任（解任）の年月日
- 6 選任（解任）の事由
- 7 その他参考となるべき事項  
(解任の場合は、新管理責任者の選任の見込など参考となるべき事項)

様式第4号（第5条関係）

県指定文化財所有者等変更届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

旧所有者 住所  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_

新所有者 住所  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異なるときはその旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 旧所有者等の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者等の氏名又は名称及び住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となるべき事項

(備考)

- 1 この届書には、指定書及び所有権の移転を証明する書類を添付すること。
- 2 県指定史跡名勝天然記念物の所有の変更の場合において指定地域の一部について所有者を変更するときは「8その他参考となるべき事項」にその地域の地番地目及び地積を記載すること。

様式第3号（第4条関係）

県指定文化財管理責任者選任（解任）届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

所有者 住所  
氏名又は名称 ㊦

下記のとおり管理責任者を選任（解任）しましたのでお届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異なるときはその旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 5 選任（解任）の年月日
- 6 選任（解任）の事由
- 7 その他参考となるべき事項  
(解任の場合は、新管理責任者の選任の見込など参考となるべき事項)

様式第4号（第5条関係）

県指定文化財所有者等変更届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

旧所有者 住所  
氏名又は名称 ㊦

新所有者 住所  
氏名又は名称 ㊦

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異なるときはその旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 旧所有者等の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者等の氏名又は名称及び住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となるべき事項

(備考)

- 1 この届書には、指定書及び所有権の移転を証明する書類を添付すること。
- 2 県指定史跡名勝天然記念物の所有の変更の場合において指定地域の一部について所有者を変更するときは「8その他参考となるべき事項」にその地域の地番地目及び地積を記載すること。

様式第5号（第6条関係）

県指定文化財所有者等の氏名（名称、住所）変更届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

所有者等

住所

氏名又は名称

—

下記のとおり所有者等の氏名（名称、住所）を変更しましたので、お届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書等の記号番号及び指定等の年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異なるときはその旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 所有者等の旧氏名（名称、住所）
- 5 所有者等の新氏名（名称、住所）
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となるべき事項

様式第6号（第7条関係）

県指定文化財滅失届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

所有者（管理責任者）

住所

氏名又は名称

—

下記のとおり滅失（毀損し、亡失し、盗み取られ）ましたので お届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
  - 2 指定書の記号番号及び指定年月日
  - 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異なるときはその旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
  - 4 所有者（管理責任者）の氏名又は名称及び住所
  - 5 滅失等の日時及び場所
  - 6 滅失等の事実を知った日時
  - 7 滅失等した当時における管理状況
  - 8 滅失等の原因、状況及び発見後の処置
  - 9 今後の処置に対する希望
  - 10 その他参考となるべき事項
- (備考) 1 毀損の場合は、毀損の状況を示す写真又は見取図その他毀損の状態を示す書類を添付すること。  
2 滅失の場合は、指定書を添付すること。

様式第5号（第6条関係）

県指定文化財所有者等の氏名（名称、住所）変更届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

所有者等

住所

氏名又は名称

㊦

下記のとおり所有者等の氏名（名称、住所）を変更しましたので、お届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書等の記号番号及び指定等の年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異なるときはその旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 所有者等の旧氏名（名称、住所）
- 5 所有者等の新氏名（名称、住所）
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となるべき事項

様式第6号（第7条関係）

県指定文化財滅失届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

所有者（管理責任者）

住所

氏名又は名称

㊦

下記のとおり滅失（毀損し、亡失し、盗み取られ）ましたので お届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
  - 2 指定書の記号番号及び指定年月日
  - 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異なるときはその旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
  - 4 所有者（管理責任者）の氏名又は名称及び住所
  - 5 滅失等の日時及び場所
  - 6 滅失等の事実を知った日時
  - 7 滅失等した当時における管理状況
  - 8 滅失等の原因、状況及び発見後の処置
  - 9 今後の処置に対する希望
  - 10 その他参考となるべき事項
- (備考) 1 毀損の場合は、毀損の状況を示す写真又は見取図その他毀損の状態を示す書類を添付すること。  
2 滅失の場合は、指定書を添付すること。



様式第7号（第8条関係）

県指定文化財所在場所変更届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

所有者（管理責任者）

住所

氏名又は名称

下記のとおり所在場所を変更したいので、お届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所有者（管理責任者）の氏名又は住所
- 4 現在の所在場所
- 5 新所在場所
- 6 変更しようとする年月日
- 7 変更しようとする理由
- 8 変更前の所在場所に復することが明らかな場合はその時期
- 9 その他参考となるべき事項

様式第8号（第10条関係）

県指定文化財現状変更等許可申請書

年 月 日

長崎県教育委員会 様

申請者

住所

氏名又は名称

下記のとおり現状変更等を許可くださるよう申請します。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
  - 2 指定書の記号番号及び指定年月日
  - 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異なるときはその旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
  - 4 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
  - 6 管理責任者の氏名又は名称及び住所
  - 7 変更等の理由
  - 8 変更等の内容と実施の方法
  - 9 施行の予定時期
  - 10 施行予定者の氏名又は名称
  - 11 変更等に要する経費
  - 12 その他参考となるべき事項  
(備考)
- 1 施行仕様書、設計者及び見積書を添付すること。
  - 2 変更等をしようとする箇所（地域）のキャビネ型以上の大きさの写真で変更等の箇所（地域）を表示したものを添付すること。
  - 3 史跡名勝天然記念物の場合は、変更等をしようとする地域及び地ぼうを表わした実測図で地番を記入し、変更等の地域を表示したものを添付すること。
  - 4 所有者以外の者が申請する場合は、所有者の承諾書を添付すること。

様式第7号（第8条関係）

県指定文化財所在場所変更届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

所有者（管理責任者）

住所

氏名又は名称

下記のとおり所在場所を変更したいので、お届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所有者（管理責任者）の氏名又は住所
- 4 現在の所在場所
- 5 新所在場所
- 6 変更しようとする年月日
- 7 変更しようとする理由
- 8 変更前の所在場所に復することが明らかな場合はその時期
- 9 その他参考となるべき事項

様式第8号（第10条関係）

県指定文化財現状変更等許可申請書

年 月 日

長崎県教育委員会 様

申請者

住所

氏名又は名称

下記のとおり現状変更等を許可くださるよう申請します。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
  - 2 指定書の記号番号及び指定年月日
  - 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異なるときはその旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
  - 4 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
  - 6 管理責任者の氏名又は名称及び住所
  - 7 変更等の理由
  - 8 変更等の内容と実施の方法
  - 9 施行の予定時期
  - 10 施行予定者の氏名又は名称
  - 11 変更等に要する経費
  - 12 その他参考となるべき事項  
(備考)
- 1 施行仕様書、設計者及び見積書を添付すること。
  - 2 変更等をしようとする箇所（地域）のキャビネ型以上の大きさの写真で変更等の箇所（地域）を表示したものを添付すること。
  - 3 史跡名勝天然記念物の場合は、変更等をしようとする地域及び地ぼうを表わした実測図で地番を記入し、変更等の地域を表示したものを添付すること。
  - 4 所有者以外の者が申請する場合は、所有者の承諾書を添付すること。

様式第9号（第10条の4関係）

県指定文化財修理届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

所有者（管理責任者）  
住所  
氏名又は名称

下記のとおり修理したいので、お届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異なるときは、その旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 修理を必要とする理由
- 5 修理の内容及び方法
- 6 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 7 修理の着手及び終了の予定時期
- 8 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 9 修理に要する経費
- 10 その他参考となるべき事項  
(備考) 届出には、設計仕様書、図面、修理をしようとする箇所の写真を添付すること。

様式第11号（第14条関係）

県指定有形民俗文化財現状変更等届出書

年 月 日

長崎県教育委員会 様

申請者  
住所  
氏名又は名称

下記のとおり現状変更等をしたので、お届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異なるときはその旨を指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 7 現状変更等の理由
- 8 現状変更等の内容と実施の方法
- 9 施行の予定期間
- 10 施行予定者の氏名又は名称
- 11 現状変更等に要する経費
- 12 その他参考となるべき事項  
(備考)  
1 施行仕様書、設計者及び見積書を添付すること。  
2 変更等をしようとする箇所のキャビネ型以上の大きさの写真で変更等の箇所を表示したものを添付すること。  
3 所有者以外の者が申請する場合は、所有者の承諾書を添付すること。

県指定文化財修理届

年 月 日

長崎県教育委員会 様

所有者（管理責任者）  
住所  
氏名又は名称

下記のとおり修理したいので、お届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異なるときは、その旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 修理を必要とする理由
- 5 修理の内容及び方法
- 6 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 7 修理の着手及び終了の予定時期
- 8 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 9 修理に要する経費
- 10 その他参考となるべき事項  
(備考) 届出には、設計仕様書、図面、修理をしようとする箇所の写真を添付すること。

県指定有形民俗文化財現状変更等届出書

年 月 日

長崎県教育委員会 様

申請者  
住所  
氏名又は名称

下記のとおり現状変更等をしたので、お届けします。

記

- 1 県指定文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 県指定文化財の所在地  
(指定書記載の所在の場所と異なるときはその旨を指定書記載の所在の場所を併記のこと。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 7 現状変更等の理由
- 8 現状変更等の内容と実施の方法
- 9 施行の予定期間
- 10 施行予定者の氏名又は名称
- 11 現状変更等に要する経費
- 12 その他参考となるべき事項  
(備考)  
1 施行仕様書、設計者及び見積書を添付すること。  
2 変更等をしようとする箇所のキャビネ型以上の大きさの写真で変更等の箇所を表示したものを添付すること。  
3 所有者以外の者が申請する場合は、所有者の承諾書を添付すること。

<p>様式第13号（第15条の2関係） 県指定文化財の土地所在等異動届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長崎県教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">所有者（管理責任者） 住所 氏名又は名称</p> <p>—</p> <p>下記のとおり土地の所在等について異動があったので、お届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県指定文化財の名称及び員数</li> <li>2 指定書の記号番号及び指定年月日</li> <li>3 県指定文化財の所在地 (指定書記載の所在の場所と異なるときは、その旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)</li> <li>4 所有者の氏名又は名称及び住所</li> <li>5 異動前の土地の所在、地番、地目又は地積</li> <li>6 異動後の土地の所在、地番、地目又は地積</li> <li>7 異動の理由</li> <li>8 異動の年月日</li> <li>9 その他参考となるべき事項</li> </ol>	<p>様式第13号（第15条の2関係） 県指定文化財の土地所在等異動届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長崎県教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">所有者（管理責任者） 住所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">⑩</p> <p>下記のとおり土地の所在等について異動があったので、お届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県指定文化財の名称及び員数</li> <li>2 指定書の記号番号及び指定年月日</li> <li>3 県指定文化財の所在地 (指定書記載の所在の場所と異なるときは、その旨と指定書記載の所在の場所を併記のこと。)</li> <li>4 所有者の氏名又は名称及び住所</li> <li>5 異動前の土地の所在、地番、地目又は地積</li> <li>6 異動後の土地の所在、地番、地目又は地積</li> <li>7 異動の理由</li> <li>8 異動の年月日</li> <li>9 その他参考となるべき事項</li> </ol>
--	---

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月9日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県教育委員会規則第7号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和27年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>別記様式第2号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: right;">博物館設置者 氏 名</p> <p>—</p> <p>長崎県教育委員会様</p> <p style="text-align: center;">博 物 館 登 録 申 請 書</p> <p>博物館法第11条の規定により左記の通り登録致したいので別記書類添付の上申請致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置者の名称及び一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人にあってはその住所</li> <li>2 名 称</li> <li>3 所在地</li> </ol>	<p>別記様式第2号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: right;">博物館設置者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>長崎県教育委員会様</p> <p style="text-align: center;">博 物 館 登 録 申 請 書</p> <p>博物館法第11条の規定により左記の通り登録致したいので別記書類添付の上申請致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置者の名称及び一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人にあってはその住所</li> <li>2 名 称</li> <li>3 所在地</li> </ol>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県スポーツ表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月9日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県教育委員会規則第8号

長崎県スポーツ表彰規則の一部を改正する規則  
長崎県スポーツ表彰規則（昭和43年長崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第5条表彰推薦書に係る調書作成責任者の押印を省略する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

### 長崎県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設として、佐世保市選挙管理委員会から次のとおり指定した旨報告があった。

令和3年4月9日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 茸本 昭晴

施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
まちなかコミュニティセンター	佐世保市常盤町6番1号	令和3年4月1日
早岐地区コミュニティセンター	佐世保市早岐一丁目6番38号	令和3年4月1日
相浦地区コミュニティセンター	佐世保市川下町209番地5	令和3年4月1日
日宇地区コミュニティセンター	佐世保市日宇町675番地の2	令和3年4月1日
三川内地区コミュニティセンター	佐世保市三川内本町289番地1	令和3年4月1日
大野地区コミュニティセンター	佐世保市田原町13番29号	令和3年4月1日
宮地区コミュニティセンター	佐世保市城間町345番地	令和3年4月1日
針尾地区コミュニティセンター	佐世保市針尾中町1538番地5	令和3年4月1日
柚木地区コミュニティセンター	佐世保市柚木町2088番地2	令和3年4月1日
中里皆瀬地区コミュニティセンター	佐世保市上本山町1228番地1	令和3年4月1日
南地区コミュニティセンター	佐世保市稲荷町2番5号	令和3年4月1日
江上地区コミュニティセンター	佐世保市指方町1759番地	令和3年4月1日
中部地区コミュニティセンター	佐世保市光月町6番17号	令和3年4月1日

西地区コミュニティセンター	佐世保市金比良町1番7号	令和3年4月1日
九十九地区コミュニティセンター	佐世保市下船越町306番地7	令和3年4月1日
北地区コミュニティセンター	佐世保市春日町18番9号	令和3年4月1日
黒島地区コミュニティセンター	佐世保市黒島町3175番地	令和3年4月1日
広田地区コミュニティセンター	佐世保市重尾町63番地	令和3年4月1日
山澄地区コミュニティセンター	佐世保市潮見町14番14号	令和3年4月1日
吉井地区コミュニティセンター	佐世保市吉井町立石473番地	令和3年4月1日
世知原地区コミュニティセンター	佐世保市世知原町栗迎246番地1	令和3年4月1日
宇久地区コミュニティセンター	佐世保市宇久町平2691番地	令和3年4月1日
小佐々地区コミュニティセンター	佐世保市小佐々町西川内143番地1	令和3年4月1日
愛宕地区コミュニティセンター	佐世保市赤崎町596番地26	令和3年4月1日
江迎地区コミュニティセンター	佐世保市江迎町長坂104番地	令和3年4月1日
鹿町地区コミュニティセンター	佐世保市鹿町町下歌ヶ浦8番地37	令和3年4月1日
清水地区コミュニティセンター	佐世保市保立町12番31号	令和3年4月1日
崎辺地区コミュニティセンター	佐世保市十郎新町3番7号	令和3年4月1日
早岐地区コミュニティセンター花高体育室	佐世保市花高3丁目98番地11	令和3年4月1日
日宇地区コミュニティセンター体育室	佐世保市もみじが丘町42番地	令和3年4月1日
針尾地区コミュニティセンター体育室	佐世保市針尾北町756番地	令和3年4月1日
柚木地区コミュニティセンター体育室	佐世保市柚木町1434番地1	令和3年4月1日
江上地区コミュニティセンター体育室	佐世保市有福町827番地	令和3年4月1日



吉井地区コミュニティセンター吉田乃館	佐世保市吉井町田原625番地1	令和3年4月1日
宇久地区コミュニティセンター神浦分館	佐世保市宇久町飯良2440番地3	令和3年4月1日

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイックプリント  
田宏弥